

福長介第3568号
令和5年10月23日

介護サービス事業所 管理者 様

さいたま市福祉局
長寿応援部介護保険課長
(公印省略)

令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における
改定事項について（通知）

日頃より、介護保険事業の推進に御理解・御協力を賜り、お礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課より別添の事務連絡「令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（依頼）」（以下、「事務連絡」という。）のとおり依頼がありました。

事務連絡に記載のとおり、別紙1及び別紙2（広報資料）に掲げる改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定となっていますので、各事業所におかれましては、運営基準等を満たすことができるか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

【担当】 福祉局長寿応援部介護保険課

電話：048-829-1265

FAX：048-829-1981

メール：kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp